

笛吹市国民健康保険通信

国保では、保険証のほかに「高齢受給者証」「限度額適用認定証」「特定疾病療養受療証」を発行しています。これらの証の一部負担金は、平成29年1月1日から12月31日までの所得で判定され、8月1日に更新されます。

限度額適用認定証

1カ月の医療費が高額になったときに、医療費の自己負担額を限度額までとするものです。限度額は、医療機関ごとの1日〜末日までの1カ月ごとに計算します。

国民健康保険税に未納があると交付できない場合があるので、国保税の納め忘れがないようご注意ください。8月1日から利用できない認定証の交付が必要な方は、申請が必要です。

限度額が一部変わります

70歳以上の方について30年度の所得区分と限度額が変更されます。変更後は次の表のとおりです。

また、自己負担割合が3割と判定された現役並み所得者のうち所得区分Ⅰ・Ⅱの方は、申請により限度額適用認定証が交付されます。

平成30年8月1日～平成31年7月31日まで

所得区分		自己負担限度額（月額）	
		外来（個人単位）	入院+外来（世帯単位）
現役並み 所得者 (自己負担 割合3割)	Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円+（医療費-842,000円）×1% ※3	
	Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円+（医療費-558,000円）×1% ※4	
	Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円+（医療費-267,000円）×1% ※5	
一般		18,000円 ※2	57,600円 ※1
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ			15,000円

申請により
限度額適用認定証が
交付されます。

申請により
限度額適用・標準負
担額減額認定証が
交付されます。

- ※1 過去12カ月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円です。
- ※2 年間（8月～翌年7月）の限度額は144,000円（一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来の合計の限度額）です。
- ※3 過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は140,100円です。
- ※4 過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は93,000円です。
- ※5 過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円です。